

(別表) 【申請書類一覧(10月分)】

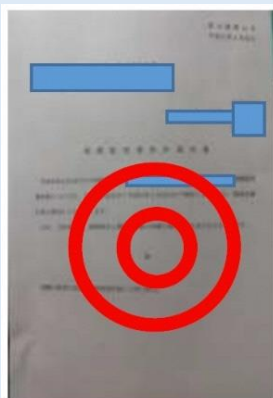
申請に必要な項目・書類
<p>※ <u>過去に府支援金の支給を受けた方で、その申請時に提出されたものから内容に変更がなければ</u>、「④履歴事項全部証明書の写し又は本人確認書類の写し」、「⑥酒類製造又は酒類販売業の免許」、「⑦口座番号と口座名義(カタカナ)が確認できる資料の写し」、「⑧令和2年(2020年)又は令和元年(2019年)の基準月を含む事業年度の確定申告書類の写し」の添付が省略できます。</p>
<p>① 京都府酒類販売事業者支援金申請書(様式1) (申請者の情報、府支援金の振込口座に関する情報、売上額に関する情報など)</p>
<p>② 誓約書(様式2)</p>
<p>③ 取引先等の情報(様式3) 酒類を販売した飲食店(※1)等の情報(※2)を記入してください。 ※1 令和3年10月に特別措置法第24条第9項に基づく酒類の提供時間の短縮を伴う時短要請に応じた飲食店 ※2 以下のi又はiiのとおり、支給対象月分を記入すること i 飲食店と酒類の直接取引がある場合は、飲食店に関する情報(a 法人または個人事業者名、b 販売場または飲食店名、c 販売場または飲食店の所在地、d 代表者、e 電話番号)を記入 ii 飲食店との酒類の取引が間接的である場合は、卸業者(小売業者)及び飲食店に関する情報(上記iに同じ)を記入 (注) 上記飲食店等と取引していたことがわかる書類(納品書、領収書等)については、後日、調査させていただく場合がありますので、7年間大切に保存しておいてください。</p>
<p>④ 履歴事項全部証明書の写し又は本人確認書類の写し 【中小法人等のみ】 申請時から3箇月以内に発行された履歴事項全部証明書 【個人事業者等のみ】 運転免許証、住民票+パスポート又は保険証等(いずれか一つ) ※ 有効期限内のものに限ります。また、運転免許証など裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。</p>
<p>⑤ 国の月次支援金の給付決定通知書の写し ※ 宛先(住所、氏名等)、振込のお知らせ(給付金額等)などの情報が記載されている面を全て提出してください。 ※ 募集要項「V 申請手続等 1 申請期間」で定める期間内に、国から月次支援金の給付決定がなされていない等の理由で提出が難しい場合は、それ以外の申請書類と「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の代替書類として、「国の月次支援金のマイページ(登録情報(申請ID、電話番号等)が記載されているもの)」の写しを期間内に提出願います。 (「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」以外の書類について審査いたします。) また、国からの給付決定通知書が到着次第、速やかに、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を提出願います。「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」の受付をもって、改めて審査いたしますので御承知おきください。(募集要項「V 申請手続等 1 申請期間」終了後については、WEB申請ができませんので、募集要項「V 申請手続等 2 申請方法(2)「郵送による申請」に準じて、「⑤国の月次支援金の給付決定通知書の写し」を郵送してください。)</p>



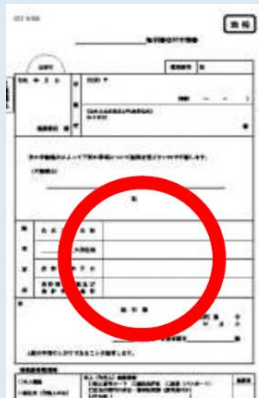
⑥ 酒類製造又は酒類販売業の免許

- ※ 酒類販売業の免許を、複数の販売場で取得している場合は、令和3年10月に特別措置法第24条第9項に基づく酒類の提供時間の短縮を伴う時短要請に応じた飲食店と、直接又は間接の取引を反復継続して行っている販売場の免許通知書を提出してください。
- ※ 紛失等により提供できない場合は、所轄税務署が発行する証明書を提出してください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/qa/03c/14.htm>
- ※ 「酒類販売管理者標識」ではありませんので、お間違えのないようにしてください。

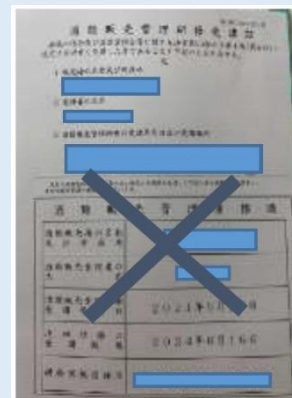
【酒類販売業免許通知書】



証明書【酒類免許】



【管理者標識（不可）】



⑦ 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる資料の写し（通帳の表紙裏など）

⑧ 令和2年（2020年）又は令和元年（2019年）の基準月を含む事業年度の確定申告書類の写し【中小法人等】

- ・ 確定申告書別表一の写し（※1）
- ・ 法人事業概況説明書の写し

【個人事業主等】

- ・ 確定申告書第一表の写し（※1）
- ・ 所得税青色申告決算書の写し（青色申告者のみ）

※ 税務署受付印や、電子申告受信通知など申告の証明ができるものに限ります。

※ 1 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書（写し）又は個人事業の開業・廃業等届出書（写し）を提出してください。

⑨ 対象月の売上げが分かるもの（売上台帳等の写し等）

※ 令和3年の対象月（10月）に係る事業者の全ての売上げが分かる売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。

なお、必要に応じて、令和元年の基準月（10月）又は令和2年の基準月（10月）に係る事業者の全ての売上げが分かる売上台帳等の写しの提出を求める場合があります。

※ 売上台帳等の作成に用いたレジの日計表、会計伝票などの根拠書類は、後日、調査させていただきますので、7年間大切に保存しておいてください。